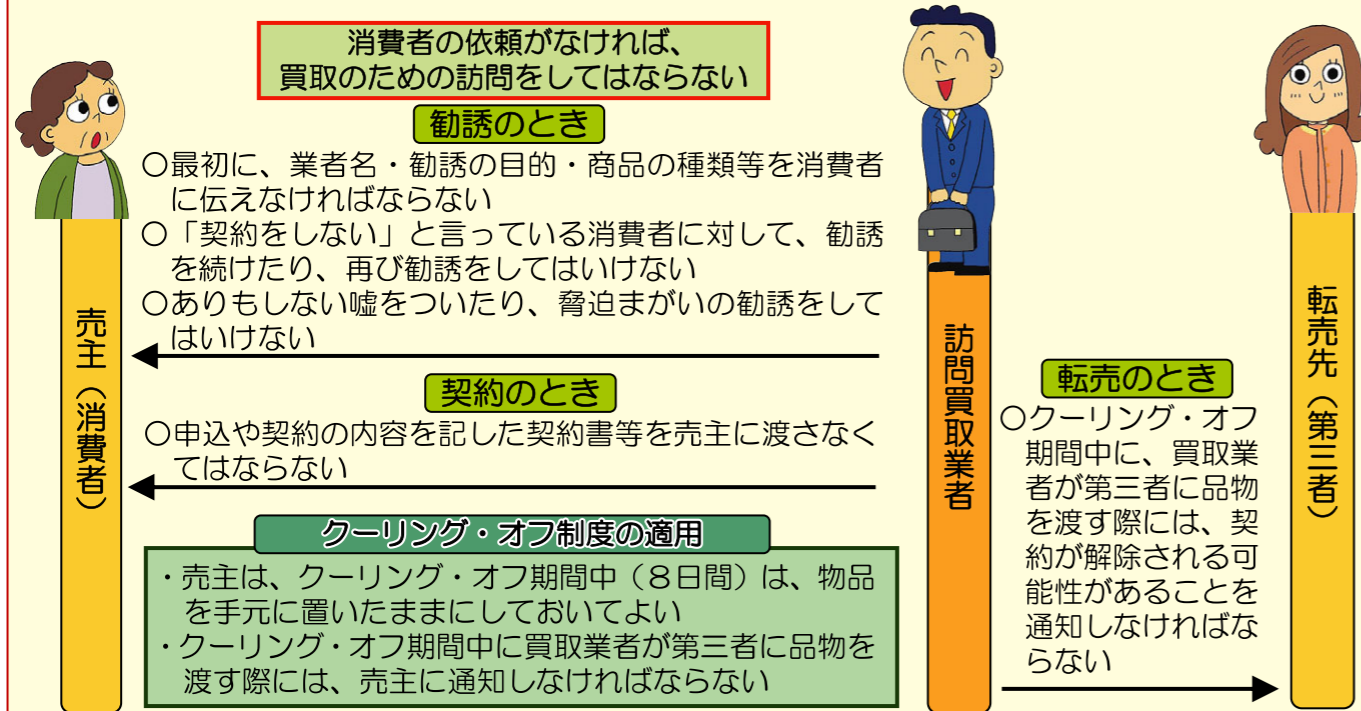


# 訪問買取の規制が始まります！

「突然自宅を訪れた知らない業者に、十分な説明もなく宝石、指輪、金貨等の貴金属を安値で買い取られた」という「訪問買取」に関する相談が平成20年頃から寄せられ始め、22年には急速に増加しました。

これを受け、平成24年8月に「特定商取引に関する法律」が改正され、「訪問買取」（法律上は「訪問購入」）が規制の対象に追加されました。これにより、訪問買取業者は、訪問販売業者と同様の規制を受けることになります。（民事規程の一部を除く）



詳しくは、消費者庁のホームページをご確認ください。 <http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m05>

# ひろしま スクエア

No. 34 (2013年2月発行)

発行：広島県生活センター  
(環境県民局消費生活課)

再生可能エネルギーの開発をしているA社の未公開株を高値で買いますよ。

A社の未公開株はいかがですか？  
選ばれた人しか買えません。



# ニュースと消費者トラブル

～社会情勢を反映したセールストークに注意！～

インターネットなどの情報通信の発達により、私たちはいま、国内各地で起きている事件・事象はもちろん、世界中の出来事をリアルタイムで知ることができます。そして、それらのニュースに興味を持ったり、不安を感じたりしながら生活しています。

しかし、実は、消費者を騙そうとする悪質業者も日々、ニュースの中に新しい商品や詐欺のネタを探しているのです。例えば、再生可能エネルギーの買取制度が開始されると、風力・水力などの再生可能エネルギーを扱うという会社の社債や未公開株の劇場型勧誘トラブルの発生といったように、その時々社会情勢を反映させた商品を考え、巧みなセールストークで勧誘してきます。

表面的な情報に惑わされず、要らないものはきっぱり断る、うまい話は疑ってかかる、など消費者トラブル防止「7つの心得」で悪質業者の勧誘から身を守りましょう。

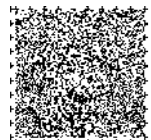


## あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日(祝日も対応)	10:00～19:00
呉市	0823-25-3218	月～金	8:30～16:30
竹原市	0846-22-6965	月～金	10:00～16:00
大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00～15:00
三原市	0848-67-6410	月～金	9:00～16:00
尾道市	0848-37-4848	月～金	9:00～17:00
福山市	084-928-1188	月～金	8:30～16:30
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00～16:00
三次市	0824-62-6222	月・火・木・金	9:00～16:00
庄原市	0824-73-1228	月～金	9:00～16:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00～16:00
東広島市	082-421-7189	月～金	9:00～17:00

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
廿日市市	0829-31-1841	月～金	9:00～16:00
安芸高田市	0826-42-1143	水・金	9:30～16:30
江田島市	0823-40-2212	月～金	10:00～16:00
府中町	082-286-3128	月～金	9:00～16:00
海田町	082-823-9219	木	9:30～16:00
熊野町	082-820-5636	月・水	10:00～16:00
坂町	082-820-1535	水	9:00～16:00
安芸太田町	0826-28-1973	月～金	9:00～16:00
北広島町	0826-72-5571	木	10:00～16:00
世羅町	0847-22-1111(代)	月～金	10:00～16:00
神石高原町	0847-89-3088	月～金	9:00～16:00

※祝日・年末年始(広島市は年末年始)は休みです。また、昼休憩があります。



【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>  
消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など  
県民相談 ☎082-223-8811 … 相続・遺言、結婚・離婚、交通事故、多重債務問題など  
受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～16時（12時～13時は休み）

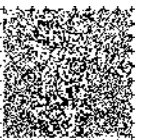
◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費啓発グループ ☎082-513-2731

### 目次





- 世の中のニュースと消費者トラブル … 2～3
- 訪問買取の規制が始まります、相談窓口 … 4

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。



# 世の中のニュースと消費者トラブル

年	2009年	2010年(平成22年)	2011年(平成23年)	2012年(平成24年)
世の中のニュース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電余剰電力買取制度スタート</li> <li>● アメリカ軍のイラクからの撤退計画が発表される</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外資による水源地域となる森林の買収が問題になる</li> <li>● 地デジ完全移行まで残り1年</li> <li>● 火災報知機の設置義務づけまで残り1年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本大震災発生</li> </ul>  <p>震災の復興を支援している会社の社債を買いませんか？</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金価格、過去最高を記録</li> <li>● カンボジアの経済成長率予測、上方修正</li> </ul> 
消費者トラブル	 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ イラク通貨(イラクディナール)の投資トラブル増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 太陽光発電システムに関する訪問販売等のトラブル</li> <li>◆ 総務省の職員をかたる詐欺など地デジ関連のトラブル増加</li> <li>◆ 火災報知機の訪問販売等のトラブル増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水源地の権利に関する劇場型の投資トラブル</li> <li>◆ 震災がれき処理会社の社債詐欺</li> <li>◆ 被災地の復興を支援する会社の未公開株の投資トラブル</li> <li>◆ 震災関連情報のメールから不振なサイトへの誘導</li> <li>◆ リフォームや耐震工事の強引な勧誘など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 金地金の分割前払い契約のトラブル</li> <li>◆ カンボジアの農業用地に関する投資詐欺</li> </ul>

※年表中のニュース、トラブルは、おおよその時期で示しています。

## 外国通貨に関するトラブル

業者から電話で「イラクからアメリカ軍が撤退すれば、イラクディナールの貨幣価値は20~30倍に上がる」「いま円をイラク通貨のディナールに両替しておけば、必ず儲かる」など、ディナールの購入を勧められた。その後、送付されたパンフレットを見たり、「希望すれば、すぐに円に両替できる」と言われたこともあり、約200万円を業者の銀行口座に振り込んだところ、ディナール札が送られてきた。1ヵ月後、お金が必要になったので「円に両替して欲しい」と業者に申し出たところ、「今はできない」と断られ、その後何度も連絡したが、結局両替できず、業者とも連絡がつかなくなった。

## 太陽光発電に関するトラブル

電話があり、かねてから興味があった太陽光発電システムの説明を受けることにした。「屋根に太陽光発電システムをのせると、家庭で利用する電気をまかなえ、余った電気は電力会社に売電できる。工事は全部で約450万円かかるが、100件限定で自治体から助成金が受けられるので、10年でもとはとれる。」と4時間説明され契約した。せかされた感じがするので、解約したい。

## 金地金の分割前払い契約に関するトラブル

自宅に来た営業の男性に「金を買っておくといい」と勧められた。以前、金を買った経験もあり、とても感じのいい人だったので買うことにした。契約内容をよく理解しないまま、業者の指示通りに契約書に記入した。業者に500万円を渡したが、現物はどこに保管されているのかと疑問に思い、家族に相談した。家族が契約書を確認すると、500万円は頭金で、残りは月6万円ずつ25年間積み立て、全額を支払い終えたら現物を受け取れるという総額2,000万円以上の契約だった。そんなに高額で長期の契約だとは思わなかったので解約を申し出ると、解約手数料約200万円を差し引いて返金すると言われた。納得がいかない。

悪質業者は日々のニュースをネタにあの手この手で勧誘してきます。いま、このときも新たな商品を考えているかもしれません。  
消費者トラブル防止「7つの心得」で悪質業者の手口に引っ掛からないよう注意しましょう。



## 消費者トラブル防止「7つの心得」

- 1 要らないときは、きっぱり断る
- 2 うまい話は疑ってかかる
- 3 相手の親切に惑わされない
- 4 家の中に入れない
- 5 個人情報をおかさない
- 6 その場ですぐに契約しない
- 7 日ごろから悪質商法について関心をもつ

